

Title	試論：西ドイツの「リベラル化」の足かせにもなった68年運動? : 兵役拒否をめぐるカトリックの議論にみる運動のアンビヴァレントな影響
Sub Title	68er Bewegung als Förderung oder Hinderung für westdeutsche Liberalisierung? : eine vorläufige These von ambivalenten Wirkungen der Studentenrevolte auf Anerkennung der Kriegsdienstverweigerer im Katholizismus
Author	小野, 竜史(Ono, Tatsuhiro)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	2025
Jtitle	教養論叢 (Kyoyo-ronso). No.146 (2025. 2) ,p.277- 295
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	三瓶慎一先生退職記念特集号 研究ノート
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00062752-00000146-0277

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

試論：西ドイツの「リベラル化」の 足かせにもなった68年運動？ ——兵役拒否をめぐるカトリックの議論にみる 運動のアンビヴァレントな影響——

小 野 竜 史

1. はじめに

日本を含む冷戦下の多くの西側諸国では、1960年代——特に1968年前後——に、新左翼の学生を中心とする抗議運動の高揚がみられた。ベトナム戦争反対などの共通項がある一方、社会的背景から抗議の対象まで国ごとの相違も大きかったそれらの運動は、68年運動と総称される¹⁾。東西に分断されたドイツでは、西ドイツが運動の主な舞台となった。60年代半ばから新左翼の学生を中心に議会外反対派（APO）が形成され、社会主義ドイツ学生同盟（SDS）などの組織が、反権威主義や構造的暴力の観点から激しい社会批判を行った。大学改革や親世代のナチスの過去との取り組み、緊急事態法阻止などを掲げるデモや座り込みが行われ、報道を通じて世間の注目を集めた。半裸の女学生による思想家アドルノの講義妨害、未婚の若い男女が集団で生活したコミュニンIなど、既存の権威と——とりわけ「性」をめぐる——社会規範に対する挑戦もまた、様々な形で試みられた。

1968年4月の主導者ドゥチュケの暗殺未遂と、5月末の緊急事態法可決で、西ドイツの運動は急速に勢いを失う。しかし、その目標や抗議の形式、運動経験は、既存の社会のあり方を問い直す気運を生み、例えば1969年のブランド中道左派政権の誕生に影響を与えたほか、環境運動や女性運動など1970年代

以降の新しい社会運動、共同保育施設などの社会改革の取り組みにもつながったとされる。一方で、社会変革のために暴力を容認する思想が、ドイツ赤軍派など左翼過激派の台頭につながったとの指摘もある。それら西ドイツにおける政権交代や社会運動、社会的価値や規範の変化に対して、68年運動がどこまで、どのような影響を及ぼしたのかは、政治的にも学術的にも大きな争点であり、本稿の関心もその点にある。

現在のドイツの報道や世論において、68年運動と——その担い手としてのアイデンティティを共有する——68年世代は、しばしば、保守的な西ドイツ社会のリベラル化²⁾を進めた重要な契機あるいはアクターと見なされ、西ドイツの延長線上にある現在のドイツ³⁾のリベラルな政治文化や価値観、社会のあり方とも強く結びつけて語られる。例えば、右派政党ドイツのための選択肢(AfD)⁴⁾の、2016年当時の党首モイテンは、難民危機の渦中の同年の党大会において「左翼—赤—緑に汚染された68年世代のドイツからの脱却(weg vom links-rot-grün verseuchten 68er-Deutschland)」を訴えた⁵⁾。この表現からは、左派政党や緑の党、それらが掲げる——当時のメルケル政権の寛容な難民受け入れの背景にもなっていた——多文化主義などのリベラルな価値観と68年世代とを同一視し、敵視する姿勢が読み取れる。

この「68年運動(世代)＝リベラル(化)」という図式は、逆にAfDを批判する文脈でも登場する。2024年の初頭、AfD関係者と極右勢力の会合が調査報道により暴露された後、ドイツ各地で右傾化とAfDに反対する大規模な抗議デモが行われた⁶⁾。これらのデモについて、リベラル左派の週刊紙デア・フライターク(der Freitag)は「街頭における1968年のかすかな気配(ein Hauch von 1968 auf den Straßen)」との見出しで報じ、68年運動との連続性を見出している⁷⁾。このようにドイツの報道や政治的、社会的議論では、リベラル批判と擁護のいずれの立場においても、「68年運動(世代)＝リベラル(化)」との図式がしばしば見受けられる。

著者の関心は、この「68年運動(世代)が西ドイツをリベラル化した」という見解の妥当性を問うことにある。次節で詳述するように、ドイツの歴史学では、実証研究を通じて、リベラル化に対する運動の寄与は、少なからず相対化

され、部分的に否定されている。つまり、社会領域や変化の内容により程度は様々に異なるものの、リベラル化の進展に対して、68年運動は——要因の1つとして——ある程度プラスの効果があったか、あるいは効果はゼロだったということになる。

この見解に対して、カトリックにおける兵役拒否をめぐる議論と実践の変化に着目すると、68年運動にはリベラル化にプラスの影響を与えると同時に——意図せざる結果としてであったかもしれないが——マイナスの影響も与えた可能性が見えてくる。この可能性を、本稿は——先行研究や史資料の体系的分析が完了していない段階の——試論として提示したい。以下、第2節では、リベラル化と68年をめぐる歴史学の研究状況を確認した後、本稿の対象である「カトリック」について簡単に説明を加え、問題設定を明確化する。続く第3節でカトリックにおける兵役拒否をめぐる議論を素描した後、第4節では、結論として、カトリック内のリベラル化に対する運動のアンビヴァレントな——プラスとマイナス双方の——影響の可能性を指摘する。

2. 68年とリベラル化をめぐる研究状況と本稿の問題設定

最初に、西ドイツのリベラル化と68年運動との関係について、ドイツの歴史学の研究状況を確認したい。1990年代からの68年に関する初期の研究は、研究者自身が運動参加者という場合もあり⁸⁾、リベラル化の進展における運動の重要性と直接性、その際の世代間対立を強調する傾向が見られた⁹⁾。すなわち、ナチスの過去を抱えた年長世代が主導権を握る保守的な社会に対して、68年世代が異議を突きつけ、様々な領域で——年長世代と争いながら——リベラル化を勝ち取ったとの見解である¹⁰⁾。この歴史像は、第1節で述べた「68年運動（世代）＝リベラル（化）」の図式に近い。

しかしその後、特定の社会領域における特定の変化に焦点を絞った実証研究¹¹⁾が増えるにつれ、68年運動（世代）の重要性と世代間対立の側面は、主に2つの観点から相対化と修正を迫られるようになった。第一に変化の時期として、運動以前の時期——と同時に先行世代の役割——が注目されるようになった。

た。その代表的な議論と言ってよい「長い 60 年代」論は、50 年代末から 70 年代前半までの「長い 60 年代」における改革志向の政策と——とりわけ経済成長、改革による高等教育と余暇の拡大などの構造的要因に基づく——長期の社会的変化を重視する¹²⁾。この観点からすると、年長世代がリベラル化のアクターとしてより重要であり、68 年世代は既に始まっていた変化に追従するか——より好意的に解釈すれば——その変化を加速し、よりラディカルに推し進めたにすぎないということになる¹³⁾。また、2010 年代から増えている 68 年の地方史研究や、世代交代に関する歴史研究は、先行世代と 68 年世代との対立よりも、むしろ協調を指摘する¹⁴⁾。ただし、「長い 60 年代」論に対しては、68 年以前の改革や変化を過大評価しているとの批判のほか、ヨーロッパ全般の変革期として 70 年代を重視する見解もある¹⁵⁾。とはいえ、それらの批判や反論も、初期の研究ほど 68 年運動の直接的かつ大きな役割や世代間対立を強調しているわけではない。

この 68 年の重要性の相対化とならび、第二に運動の非リベラル性が指摘されている。例えば 68 年運動が掲げた底辺民主主義や「性の解放」などの主張と新たな抗議形式は、確かに 70 年代の女性運動に対して肯定的影響を与えた。しかし他方で、SDS などの内部では、男女同権の実践——リベラル化の重要な側面——への無関心と男性優位の権威主義的態度も広くみられたという¹⁶⁾。68 年研究の代表的歴史家であるクラウスハーもまた、2000 年以降、肯定的な面だけを取り上げた 68 年像を「神話」と批判し、暴力の肯定など運動内の非リベラルの要素とその影響に注意を促している¹⁷⁾。ただし、これら研究の多くは、運動内のリベラル化と相いれない要素を指摘する一方、リベラル化に対する 68 年の肯定的な影響と、画期としての重要性を全体として否定してはいない。

以上の歴史学の主要先行研究の見解をまとめれば、西ドイツ社会の変化——特にリベラル化——に対して、68 年運動はある程度のプラスの影響を与えたか、その影響はゼロであった——男女同権の場合のように、運動はリベラル化を生みださなかった——ということになる。

先行研究からは同時に、どこ社会領域における、どのようなリベラル化が

問題になっているかに応じて、運動の影響が大きく異なっていたことも明らかである。そうであるとすれば、先行研究が焦点を当てていない対象から、新たな知見が得られる可能性がある。フォン・ホーデンベルクによれば、新左翼の学生や社会運動、社会民主党といった伝統的な研究対象と比べ、「保守的な若者、東ベルリンの住民、地方住民、女性グループあるいは労働者」¹⁸⁾についての68年研究は不十分だという。その分類の「保守的な若者」には、カトリック¹⁹⁾の青少年も入ると考えられる。そして彼（女）らが大きな役割を果たした兵役拒否をめぐる議論に関して、1950～70年代の間に、カトリックでは制度教会による兵役拒否の否定から公認へと大きな変化がみられた。この態度の変化は——その背景にある青年信徒の平和観の変化や「下からの」イニシアチブといった変化の進み方とあわせ——カトリックにおける、兵役拒否の選択という個人的自由の拡大と、平和をめぐる文化的規範の多様化、一定の民主化、すなわちリベラル化の一つの表れとみなすことができよう。そこで本稿では、カトリックの兵役拒否をめぐる議論に対する68年運動の影響を事例として、西ドイツ社会のリベラル化に対する68年の寄与について考えてみたい。

具体的には、1960年代半ばまでの兵役拒否をめぐる議論で主導的な役割を果たしたドイツカトリック青少年連盟に加え、制度教会や軍事司教事務所²⁰⁾、ボックス・クリスティ²¹⁾など他のアクターも視野に入れつつ、60年代末までの議論の流れと、70年代の状況を示すいくつかの事例を、一次史料と刊行史料、先行研究に基づいて分析する。

3. 西ドイツ・カトリックにおける兵役拒否をめぐる議論と実践²²⁾

1945年の第二次世界大戦敗北後、ドイツの国防軍は連合国によって解体された。冷戦初期の緊張下、1949年に東ドイツと同時に建国された西ドイツでは、翌年の朝鮮戦争勃発をきっかけに、本格的な再軍備論争が始まる²³⁾。再軍備と西側統合を目指すキリスト教民主同盟のアデナウアー政権に対して、連邦野党のドイツ社会民主党、プロテスタント教会の一部、平和運動を中心に反対派が形成された。論争のなか、遅くとも1952年までにカトリックの制度教会

と信徒（団体）の大半は再軍備支持にまわった²⁴⁾。同宗派のアデナウアー首相への親近感、間接的に信徒の兵役義務を説いたケルン大司教の1950年の説教に加え、東欧のキリスト教抑圧や朝鮮戦争を背景とした社会主義に対する敵意が再軍備支持につながったとされる²⁵⁾。

このような状況下で、再軍備反対のカトリック少数派は、「左翼」や「共産主義者」との差別や非難、敬遠の対象となった²⁶⁾。同じ非難は、軍批判にも向けられた。例えば、ドイツカトリック青少年連盟は、1952年に再軍備を支持する一方、ナチ期の戦争経験と青少年保護の観点から、過度のナショナリズムや軍国主義、兵士の人権軽視に対して強い懸念を抱いていた。そのため、再軍備が進行中の1955年の声明において、連盟は、兵役を「万歳の呼び声や情熱、あるいは十字軍の下心とさえ結びついた任務ではなく、避けられない負担」²⁷⁾と呼んだ。この表現について、カトリックの現役将校を名乗るとある人物の手紙は、青少年の国防意識を弱める「左翼カトリック教徒」の態度だと非難している²⁸⁾。兵役拒否者に対する差別は50年代の西ドイツ社会で広く見られた。特に制度教会が兵役拒否を認めていないカトリックでは、兵役が義務であり、軍隊や兵役への否定的態度は「左翼＝非カトリック」との考えが根強く、青少年連盟の年次総会に提出された1966年の動議は、60年代半ばに至っても、宗派内で兵役拒否は「タブーだ」と述べている²⁹⁾。

しかし、50年代末から60年代前半には、連盟の指導部や加盟団体の代表者が、軍に対する不満を漏らし始める。例えば、1959年の連盟の年次総会では、防衛省が計画中の徴兵年齢引き下げに対して、複数の参加者から「強い懸念」が表明された³⁰⁾。ベルリンの壁建設とキューバ危機の緊張後、冷戦がデタントへ向かい始める1964年には、青少年連盟の指導者会議が、連邦軍における兵士の人権軽視を非難する決議を公表した。そこから文言と修正決議をめぐって内部で意見対立がおき、軍事司教への事情説明が行われる事態となった³¹⁾。この非難の背景には、新兵いじめや死亡事故³²⁾、それらを調査した国防監察委員(Wehrbeauftragter)³³⁾ヘルムート・ハイエの解任劇³⁴⁾といった、当時の連邦軍をめぐるスキャンダルがあったと推察される。

遅くとも60年代半ばまでには、兵役拒否を認めない制度教会に対しても、

カトリック青少年の不満が高まっていた。1965年3月、西ドイツ中部のリンブルク司教区の社会問題担当者は、制度教会が兵役拒否を認めないことに対して青少年信徒の不満が高まっていると報告し、司教に対して拒否者向けの相談所設置を提案している³⁵⁾。当時の制度では、兵役拒否希望者は、防衛当局管轄の良心審査で承認を得た後、社会福祉分野で代替役務——1973年に非軍事役務に改称——に就いた³⁶⁾。70年代まで——少なくとも公式には——宗教的良心のみが拒否理由として認められたため、プロテスタントなど拒否を認める宗派は希望する信徒に対して、戦争と平和に関する教義の説明や助言、証人や補佐人——70年代からは代理人——の選任などの支援を行っていた。カトリック青少年は、自宗派にそのような支援体制がないことに不満を持っていた。

1962年からの第2バチカン公会議で決議された『現代世界憲章』が、この状況に転機をもたらした。65年12月に公表された憲章は「人類の共同体に対する他の形の役務」を条件として兵役拒否を認める法整備を求めた³⁷⁾。この文言は——間接的に——兵役と公益に資する他の役務を等価値と認めたと解釈され、西ドイツのカトリック青少年によって、兵役拒否の容認と受けとめられた。1966年の青少年連盟の年次総会では、憲章を根拠に拒否者支援の提案がなされ、恐らく前年に社会問題担当者が同趣旨の提案をしていたことから、リンブルク司教区で試験的な相談所設置が決まった³⁸⁾。同年、国際的なカトリック平和団体ボックス・クリスティのドイツ支部にも、助言と相談を担当する部門が設けられ、翌年には良心審査における拒否者の補佐を実施するよう制度教会に要請している³⁹⁾。

リンブルク司教区と青少年連盟が——軍事司教とも連絡を取りつつ⁴⁰⁾——開始した、このプロジェクトは、ボックス・クリスティの取り組みとならび、著者が知る限り、西ドイツのカトリックにおける、最初の公認された兵役拒否者支援活動だった。しかしながら、取り組みはすぐに困難にぶつかった。1967年の連盟の年次総会に提出された報告によれば、相談所は軍への「侮辱 (Affront)」や兵役逃れの「新たなやり口 (neue Masche)」と見なされ、連邦軍や制度教会の協力を得ることは難しかった⁴¹⁾。報告は「歪められた報道」が状況を悪化させた可能性を指摘している⁴²⁾。この「報道」が何を指すかは定かでは

ないが、リンブルク司教区の青少年連盟支部の1966年の意見書は、兵役拒否者に対する「二級の人間、隠れ共産主義者、いくじなし（Waschlappen）」との宗派内の差別に言及しており⁴³⁾、例えばカトリックのメディアによって、偏見に満ちた報道がなされた可能性もある。恐らくそのような偏見もあり、プロジェクト開始から7カ月の時点で、兵役拒否の助言を求める問い合わせは15件に過ぎず、正式な事務所さえ開設できていなかった⁴⁴⁾。

1967年の連盟総会でも兵役拒否について議論が戦わされ、例えば、兵役と代替役務、途上国支援に互換性を持たせるべきとの提案がなされた⁴⁵⁾。ここには、核戦争の脅威と南北問題を背景とした「非戦争状態」から「(世界大の)社会経済的發展」へという——少なくとも西側諸国にある程度共通した——平和概念の重点の移動が表れている⁴⁶⁾。この平和観の変化により、社会福祉分野での代替役務は、ますます兵役と等価値の——あるいはより大きな——平和への貢献と見なされ始めた。

この価値観の変化も一因となり、60年代後半に兵役拒否者は大幅に増加し始める。毎年約2,000～3,000人だった拒否者数は、1967～68年には約4,500～5,500人、70年代には18,000人を超えた⁴⁷⁾。68年運動が最高潮を迎えた同年春からは、SDSを中心に、兵役拒否による連邦軍の破壊を呼びかけるデモや集会、軍隊手帳の焼却などの挑発が開始され、拒否者のさらなる増加と政治的急進化をもたらした⁴⁸⁾。夏には兵役拒否を認められた約300人の活動家が「革命委員会」を立ち上げ、カトリック系のカリタスを含む⁴⁹⁾、各地の社会福祉施設で抗議や挑発——作業拒否、門限や性規範への違反——を組織あるいは扇動した。連邦官庁はこの拒否者数の急激な増加に対応できず、兵役拒否者の配置の遅れや待遇悪化が深刻化した。同年中に68年運動は急速に勢いを失ったが、政府関係者の差別発言と、ハノーファー郊外のシュヴァルムシュテットの——鉄条網で囲われた、劣悪な環境の——旧兵舎への一部の拒否者の収容をきっかけとして、70年代初頭に、政治的に急進化した兵役拒否者による全国的な抗議活動が発生した⁵⁰⁾。その後、70年代と80年代を通じて、良心審査の廃止など兵役拒否制度の自由化が進み、拒否者に対する社会的差別も解消されていくこととなる。

SDSのキャンペーン開始と同時期の1968年3月初め、制度教会の代表者の合議体であるドイツ司教協議会は、兵役拒否を公認し、各司教区に対して支援活動の立ち上げを勧告した⁵¹⁾。同時に兵役拒否者の司牧を担当する中央事務所も設置された⁵²⁾。この方針転換の遠因は65年の『現代世界憲章』にあるとしても、なぜこのタイミングで公認が行われたのだろうか。1968年11月にカトリックボン事務局⁵³⁾がドイツ司教協議会に対して書いているように、制度教会は68年運動を「大部分、極左の傾向を持っている」と見なし、すでに学生信徒がその——制度教会からすればカトリックとは相いれない思想の——影響を受けていることを重大な問題と認識していた⁵⁴⁾。同時に司教たちは、青少年信徒の間に広がる兵役拒否を認めない制度教会に対する不満と、『現代世界憲章』への期待も認識していた可能性が高い。拒否者が増加と急進化を見せるなか、カトリック青少年の不満と急進化を抑えるため、制度教会は彼らに歩み寄る姿勢を示したと考えられる。リンブルク司教区と青少年連盟、パックス・クリスティがすでに拒否者支援を開始していたことも、この方針転換に有利に働いたと思われる⁵⁵⁾。この意味で、68年運動——とその兵役拒否キャンペーン——の圧力は公認の一因となった可能性がある。

こうして兵役拒否はカトリックの制度教会によっても公認されたが、1968年9月のエッセンのカトリック教徒大会⁵⁶⁾では、前月のプラハの春の軍事鎮圧を背景に、兵役による国防への貢献と、代替役務による社会問題解決への貢献の重要度をめぐり、激論が戦わされた⁵⁷⁾。68年の影響を受けた「批判的カトリシズム」やパックス・クリスティ⁵⁸⁾が非軍事的役務の重要性を強調する一方、カトリック軍人、軍隊内司牧担当者などの制度教会の一部は兵役拒否の増加に懸念と反発を示した。この兵役拒否に対する反発は大会に限られたわけではなく、例えば同時期に、カトリック系も含むキリスト教系労働組合の代表者団体は、制度教会や宗派団体による拒否者支援を「教会税の無駄遣い」と呼んで非難している⁵⁹⁾。

軍事司教——兵役拒否者に対する司牧活動の制度教会における担当者でもある——を中心とする連邦軍関連の聖職者は、制度教会の拒否者支援事業が拡大し、兵役拒否を宣伝しているとの印象が生まれることも恐れていた。恐らくそ

のような懸念も一因となり、各司教区の支援活動を調整する「兵役拒否と非軍事役務のためのカトリックワーキンググループ (KAK)」の立ち上げは 1969 年 9 月まで遅れ、その位置づけも非公式のワーキンググループに留まった⁶⁰⁾。

その後の各司教区における兵役拒否者支援と、KAK など連邦レベルの調整機関の活動の双方に対して、この意見対立と兵役拒否に対する否定的評価は、引き続き負担となったように思われる。とりわけ各司教区の状況については史料の体系的分析が完了していないため、また紙幅の制限からも、本稿では 60 年代末以降の拒否者支援の状況と困難について、KAK とトリーア司教区からいくつかの事例を挙げるに留めたい。

例えば、1970 年にドイツ司教協議会に提出された報告によれば、その時点までに、兵役拒否希望者に対して各地の司教区で 800 件の助言と、262 回の良心審査の補佐がなされた⁶¹⁾。しかし、1973 年 1 月の KAK 総会の見解によれば、当時の兵役拒否者の急増に比して支援活動は停滞しており、「明らかな怠慢」と困難が見られる。具体的には、KAK の活動資金は問題ないものの、専任の代表者の設置申請が二度にわたり却下され、各司教区に対して十分な支援を提供することができていない。著者の推測では、兵役拒否者支援の拡大に対する制度教会内の懸念が却下の一因と思われる。各司教区でも、人材不足がとりわけ問題であり、支援に精通した相談員が担当を離れると活動は停滞することになると批判されている。KAK 総会によれば、ほとんどの司教区において兵役拒否者への助言と補佐は「制度内で片隅に追いやるか、何人かの「分からず屋 (Unbelehrbarer)」の趣味として片づけてしまいたい、面倒な (lästig) 業務」と見なされていた。この「分からず屋」に似た表現は、1950 年代のカトリック再軍備反対派にも向けられており⁶²⁾、「兵役拒否を熱心に支持する頑固な平和主義者」といった否定的な意味と思われる。

個別の司教区における兵役拒否者支援に目を向けると、例えばトリーア司教区のある信徒は、1968 年 12 月の手紙で、地元教区の司祭が「あからさまに平和主義的で」、「死ぬより赤の方がまし (lieber rot als tot)」との左派の立場をキリストの教えと両立すると公言しており、平和達成の手段として兵役拒否を宣伝しているとして、司教に制度教会としての見解を問いただしている⁶³⁾。この信

徒は、教区のタ礼拝で——APO や赤軍派活動家の弁護でも有名な歌手——フランツ・ヨーゼフ・デーゲンハルトのプロテストソングが流されたことにも苦情を申し立てている。トリニア司教に対しては、1969 年にも、ザールブリュッケンのカトリック学生教区がプロテスタントの学生教区と共同で、カトリックの施設を使い、一方的に兵役拒否を宣伝しているとの信徒からの苦情が寄せられている⁶⁴⁾。添付された宣伝ビラには「戦争はいい商売だ。君の命を投資しな！ この投資は割に合うのかね？」など、挑発的とも取れる文言が並んでいる。上述のように、カトリックの学生の間では、少なからず新左翼の思想の受容と政治的急進化が見られた。ザールブリュッケン学生教区の活動も、その一例と言えるかもしれない。これらの信徒からの問い合わせに対して、司教区は、兵役拒否者支援は公認されているが、兵役拒否の肯定のみに片寄った宣伝は許されないとの制度教会の立場を繰り返している⁶⁵⁾。

1972 年に、フランス国境のズルツバッハ＝ノイヴァイラー教区の主任司祭が、教区での兵役拒否者の受け入れをめぐるトリニア司教区の決定を批判した手紙では、状況はやや異なる⁶⁶⁾。司祭によれば、「悪影響を及ぼしかねない」ことが一因となり、兵役拒否者に教区でカトリック青少年の世話を担当させてはならないとの決定が下された。しかし、司祭と教区民は、現在受け入れている兵役拒否者に対して、熱心に取り組んでいるとの肯定的な印象を持っているという。司祭は『現代世界憲章』を引き合いに出し、兵役拒否者は「社会のためになる役務は、普通は武器を持って果たさねばならないという、まともな考え」へと矯正されるべき対象に過ぎないのかと、批判的に問いかけている。この事例にも、兵役拒否者を好ましくない政治的影響——とりわけ新左翼の思想的影響——の源と見なし、その青少年への伝播を恐れる制度教会の懸念が表れている。しかし、史料を読む限り、二名の拒否者がどこまで68年運動の影響を受け、政治的に急進化していたかは疑問であり、制度教会の懸念は、むしろ兵役拒否者への偏見の表れとも解釈できる。

以上のいくつかの例が示唆するように、『現代世界憲章』による等価値性の承認と制度教会による公認にもかかわらず、60年代末以降のカトリックにおける兵役拒否者支援においては、兵役拒否（者）に対する制度教会や信徒の否

定的態度が引き続き足かせとなったことがうかがえる。

4. 結論：リベラル化に対する 68 年運動の負の影響？

以上のカトリックにおける兵役拒否をめぐる議論と実践の変化は——2 節で述べたように——兵役を拒否するという個人の自由の拡大、その背景にある平和観の変化、制度教会に対する「下からの」批判とイニシアチブといった点で、個人の自由の拡大や文化的規範の多様化、社会関係の民主化を含む、リベラル化の一環と見なすことができる。本稿で提示した現時点までの分析結果からは、その兵役拒否をめぐるカトリックのリベラル化に対して、68 年運動はプラスと同時にマイナスの——アンビヴァレントな——影響を与えた可能性が見えてくる。すなわち、68 年運動とそれによる兵役拒否者の増加および——カトリック青少年を含む——急進化は、制度教会に彼（女）らの要求に譲歩する必要を感じさせ、兵役拒否の公認へと向かわせる圧力となった可能性がある。しかし他方で、68 年運動——の影響を受けた拒否者——の抗議活動や挑発は、『現代世界憲章』による等価値性の認定と制度教会による公認にもかかわらず、制度教会や信徒（団体）において、50 年代以来の兵役拒否に対する「左翼＝非カトリック」との否定的な評価、拒否者支援への反感と拒否者受け入れに対する懸念を強め⁶⁷⁾、連邦レベルと司教区レベルの双方において、兵役拒否者支援の足かせとなった可能性がある。3 節で述べたように、兵役拒否者支援に前向きなカトリック団体——例えばザールブリュッケン学生教区——は『現代世界憲章』とは異なる根拠で兵役拒否を推進することもあった。しかし、1969 年の冊子『平和のための役務』が示すように⁶⁸⁾、例えば 1966～67 年のパイロットプロジェクトをはじめ、87 年に新たな方針が出されるまでの青少年連盟の兵役拒否者支援は、兵役と非軍事役務をともに等価値の平和への貢献と見なす、『現代世界憲章』の路線に沿って行われた。そのように本来カトリックの教義に基づくはずの兵役拒否者支援に対しても、68 年運動により、もともと存在した反感や偏見が高まった可能性がある。

2 節で述べたように、著者が参照した限りの先行研究は、68 年運動が西ドイ

ツ社会の変化——特にリベラル化——に対して、ある程度のプラスの影響を与えたか、その影響はゼロであった——リベラル化を生みださなかった——と結論づけているように思われ、すでに始まっていたリベラル化に対して運動がマイナスの影響も与えたかもしれないという本稿が指摘する可能性は、68年研究に新たな知見を付け加える可能性がある。そして、元々68年運動から距離を置いていた——例えば保守的な——社会集団において、運動以前から内発的なリベラル化が進んでおり、その内容と運動の主張が重なった場合には、他の集団でも同じ現象が見られた可能性がある。例えば、連邦政治教育センターに寄せた2008年の寄稿によれば、1967～1968年にキリスト教民主主義学生同盟の連邦代表であり、キリスト教民主同盟の内部では改革派だったヴルフ・シェーンボームは、ベルリン自由大学ではキリスト教保守派の「ファシスト」と罵られる一方、民主同盟の内部では「左翼の革命家気取り」と冷ややかに見られたという⁶⁹⁾。この場合、68年運動があったことで「左翼」との反発を受け、シェーンボームの主張する改革が支持を得づらくなった面があったとすれば、68年のマイナスの影響があったと言える。未だ分析が完了していない、60年代末以降のカトリック内の兵役拒否をめぐる議論とあわせ、今後の研究課題としたい。

最後に、三瓶愼一先生に感謝を申し上げて締め括りとしたい。本稿では——すでに長らく——執筆中の博士論文の核となる見解を、試論として提示した。2007年に慶應義塾大学法学部法律学科に入学した著者は、公務員志望者のサークルに所属していた。そこからドイツに興味を持ち、ドイツ史研究の道に進んだのは、ドイツ語インテンシブコースと三瓶先生の授業で、ドイツ現代史と社会事情に触れたことが大きい。西ドイツの68年運動というテーマに本格的に出会ったのも、本論文集にも寄稿なさっているミヒャエル・シャルト先生の授業か、三瓶先生の人文科学研究会だったと記憶している。その意味で、三瓶先生の研究会と先生が運営に尽力されていたインテンシブコースでの学びは、著者の人生における最大の転機だった。通常のゼミナールに参加していなかったこともあり、先生がいらっしゃらなければ、あるいはインテンシブコースと人文科学研究会がなければ、現在の著者が——少なくともドイツ史の分野

で 68 年運動をテーマに——研究に勤しんでいる可能性は極めて低い。先生が私の人生に転機を与えてくださったことに対する謝意と、そこから生まれつつある研究成果を、本稿の上梓によって——いくらかでも——示すことができれば、望外の喜びである。

注

- 1) 以下、68 年運動の展開について、特に断りのない限り、Norbert Frei: *1968. Jugendrevolte und globaler Protest*, erweiterte Neuauflage, München 2017 を参照。
- 2) 本稿では、リベラル・デモクラシーの定着、学校教育の民主化、性規範の緩和など、個人の自由と多様性の尊重、周縁的社会集団の包摂へと向かう、西ドイツでみられた多様な変化を「リベラル化」と総称する。「リベラル化」を含む当時の社会的変化の諸相については、やや古いが Matthias Frese / Julia Paulus / Karl Teppe (Hg.): *Demokratisierung und gesellschaftlicher Aufbruch. Die sechziger Jahre als Wendezeit der Bundesrepublik*, Paderborn 2003 を参照。
- 3) 1990 年のドイツ統一では東が西に加盟し、社会の指導的地位には今でも西ドイツ出身者が多いことから、現在のドイツはしばしば西の延長線上にあると言われる。Steffen Mau: *Ungleich vereint. Warum der Osten anders bleibt*, 3. Auflage, Berlin 2024 の特に 23～38 ページを参照。
- 4) 連邦政治教育センターが AfD の基本情報をまとめている (<https://www.bpb.de/themen/parteien/parteien-in-deutschland/afd/211108/kurz-und-buendig-die-afd/> 最終閲覧: 2024 年 9 月 22 日)。
- 5) <https://www.sueddeutsche.de/politik/proteste-gegen-afd-aufmarsch-der-wut-1.2974815> (最終閲覧: 2024 年 9 月 23 日)
- 6) 会合とデモについては次の報道を参照。<https://www.tagesschau.de/inland/innenpolitik/afd-neonazis-geheimtreffen-100.html> (最終閲覧: 2024 年 9 月 23 日), <https://www.zdf.de/nachrichten/politik/deutschland/demonstrationen-gegen-afd-proteste-geheimtreffen-100.html> (最終閲覧: 2024 年 9 月 23 日)
- 7) <https://www.freitag.de/autoren/michael-angele/ein-hauch-von-68-auf-den-strassen> (最終閲覧: 2024 年 9 月 23 日)
- 8) Ingrid Gilcher-Holtey (Hg.): *1968. Vom Ereignis zum Gegenstand der Geschichtswissenschaft*, Göttingen 1998. 西田慎「ドイツにおける「1968 年」研究の現状と考察—ドイツの博物館における企画展示を見て—」『奈良教育大学紀要』69 巻第 1 号 (人文・社会), 49-62 ページ, 2020 年の 51 ページにも同様の指摘がある。
- 9) 例えば Wolfgang Kraushaar: *1968. Das Jahr, das alles verändert hat*, München 1998。

- 10) 邦語では、例えば井関正久『ドイツを変えた68年運動』（白水社、2005年）の2～3章の運動の叙述を参照。
- 11) 68年運動に関する歴史研究は膨大な数にのぼる。2005年から2019年までの主な研究と書評が、Zeithistorische Forschungen 誌のウェブサイト (https://zeithistorische-forschungen.de/sites/default/files/medien/material/Rezensionen_68erPDF.pdf 最終閲覧：2024年11月15日) にまとめられている。
- 12) 「長い60年代」論については、例えば Christina von Hodenberg / Detlef Siegfried: „Reform und Revolte. 1968 und die langen sechziger Jahre in der Geschichte der Bundesrepublik“, in: dies. (Hg.): *Wo »1968« liegt. Reform und Revolte in der Geschichte der Bundesrepublik*, Göttingen 2006, S. 7–14 を参照。邦語では、芦部彰「西ドイツ社会史研究の現在—『長い60年代』をめぐる研究を中心に—」『歴史学研究』960号, 15–22/28 ページ, 2017年が詳しい。
- 13) 例えば Ulrich Herbert: „Liberalisierung als Lernprozess. Die Bundesrepublik in der deutschen Geschichte. Eine Skizze“, in: ders. (Hg.): *Wandlungsprozesse in Westdeutschland. Belastung, Integration, Liberalisierung 1945–1980*, Göttingen 2002, S. 7–49 を参照。ヘルベルトは45ページで、68年世代を先行世代の「エビゴネン」とさへ呼んでいる。
- 14) 例えば——首都だが、68年の中心地ではなかった——ボンを対象とした Christina von Hodenberg: *Das andere Achtundsechzig. Gesellschaftsgeschichte einer Revolte*, München 2018 や、世代論の見解については、例えば Franz-Werner Kersting / Jürgen Reulecke / Hans-Ulrich Thamer (Hg.): *Die zweite Gründung der Bundesrepublik. Generationswechsel und intellektuelle Wortergreifungen 1955–1975*, Stuttgart 2009 を参照。
- 15) 政治改革の過大評価との批判は、Patrick Bernhard: „Wirklich alles locker, flockig, liberal? Plädoyer für einen postrevisionistischen Blick auf die westdeutsche Gesellschaftsgeschichte der 1960er und 1970er Jahre“, in: Martin Löhnig / Mareike Preisner / Thomas Schlemmer (Hg.): *Reform und Revolte. Eine Rechtsgeschichte der 1960er und 1970er Jahre*, Tübingen 2012, S. 1–12 の5ページ以降を参照。70年代の重要性については、例えば Ian Kershaw: *Roller-Coaster. Europe 1950–2017*, London 2019 を参照。
- 16) 連邦政治教育センターのウェブサイト上のクリスティーナ・シュルツの寄稿 (<https://www.bpb.de/themen/zeit-kulturgeschichte/68er-bewegung/51859/ohne-frauen-keine-revolution/> 最終閲覧：2024年10月23日) を参照。Elisabeth Zellmer: *Töchter Der Revolte? Frauenbewegung und Feminismus der 1970er Jahre in München*, München 2011 の第2章にも同様の指摘がある。
- 17) 例えば, Wolfgang Kraushaar: *1968 als Mythos, Chiffre und Zäsur*, Hamburg (Hamburger Edition) 2000 や ders.: *Die blinden Flecken der 68er Bewegung*, Stuttgart 2018 を参照。
- 18) <https://www.bpb.de/shop/zeitschriften/apuz/275888/gesellschaftsgeschichtliche->

perspektiven-auf-das-westdeutsche-achtundsechzig/ (最終閲覧: 2024 年 10 月 14 日).

- 19) ドイツのキリスト教会は、制度教会 (Amtskirche) と教区共同体を、多様な宗派団体と社会運動が取り巻き、様々な政治的、社会的役割をも担っている。本稿では、その宗派全体を「カトリック」と呼ぶ。この (西) ドイツの教会の特徴については、Uwe Andersen / Wichard Woyke (Hg.): *Handwörterbuch des politischen Systems der Bundesrepublik Deutschland*, 7. aktual. Auflage, Heidelberg 2013 のマンフレッド・シュピーケル (Manfred Spieker) 執筆の「教会 (Kirchen)」の項を参照。
- 20) カトリックとプロテスタントの軍事司教事務所は、50 年代半ばの連邦軍創設と同時に設けられ、軍隊内の司牧活動の統括と制度教会との連絡を担当している。
- 21) 第二次世界大戦後にフランスで創設されたカトリック国際平和団体。
- 22) 本節の 1968 年までの内容は、特に断りのない限り、Tatsuhito Ono: „Wandel der Haltung vom Bund der Deutschen Katholischen Jugend zur Bundeswehr, Wehrpflicht und Militärseelsorgen in den 1950er- und 1960er Jahren“, in: Katholisches Militärbischofsamt (Hg.): *Militärseelsorge*, Jg. 61 (2024), S. 129–149 に拠る。
- 23) 以下、特に断りのない限り、冷戦とドイツ連邦軍に関する本節の内容は、Detlef Bald: *Die Bundeswehr. Eine kritische Geschichte 1955–2005*, München 2005 に拠る。
- 24) 以下、特に断りのない限り、カトリックの再軍備支持に関する本節の内容は、Anselm Doering-Manteuffel: *Katholizismus und Wiederbewaffnung. Die Haltung der deutschen Katholiken gegenüber der Wehrfrage 1948–1955*, Mainz 1981 に拠る。
- 25) Doering-Manteuffel 1981, S. 85 ff. カトリックにおける反共主義については、Stefan Creuzberger / Dierk Hoffmann (Hg.): „Geistige Gefahr“ und „Immunisierung der Gesellschaft“. *Antikommunismus und politische Kultur in der frühen Bundesrepublik*, München 2014 所収のブレッヒエンマッハー (Brechenmacher) とヴァイヒライン (Weichlein) の論文を参照。
- 26) カトリック再軍備反対派については、小野竜史「西ドイツ・カトリック再軍備反対派の「無名の」人々の人物像—ケルン司教区を事例として—」『ゲシヒテ』13 号、3–14 ページ、2020 年を参照。
- 27) Archiv des Jugendhauses Düsseldorf (以下、AJHD), A526/4, Aktionsplan des BDKJ für die Vorbereitung und Betreuung junger Katholiken in den deutschen Verteidigungsstreitkräften 1955, S. 3.
- 28) AJHD, A526, Protokoll der Hauptversammlung (以下、PHV) 1956, Brief von Siegfried G. an BDKJ-Bundesführer am 2. 12. 1956.
- 29) AJHD, A526, PHV 1966, Antrag Nr. 3 „Beratungsstelle für Kriegsdienstverweigerer“, S. 1.
- 30) AJHD, A526, PHV 1959, Niederschrift über die Sonderkonferenz der Laienführerschaft auf der Hauptversammlung vom 15. 1. 1960, S. 2.すでに 1953 年の声明で、連盟は徴兵によ

- る青少年の発達と教育への悪影響を懸念している。AJHD, A526/Auszug aus dem Hauptversamlungsprotokoll 1953, Stellungnahme 1953, S. 2.
- 31) AJHD, A526, HVP 1965, V. Berichte der Ausschüsse, S. 3.
- 32) Rüdiger Wenzke / Irmgard Zündorf: „Ein Eiserner Vorhang ist niedergegangen – Militärgeschichte im Kalten Krieg 1945–1968/70“, in: Karl-Volker Neugebauer (Hg.): *Grundkurs deutsche Militärgeschichte Band 3 „Die Zeit nach 1945. Armee im Wandel“*, München 2008, S. 1–151, hier S. 81 ff.
- 33) ドイツの連邦議会——国会下院——に置かれる国防監察委員は、連邦軍への監察を通じてシビリアンコントロールの一翼を担う。「国防オンブズマン」とも訳される。
- 34) Rudolf J. Schlaffer: „Das Wirken des Wehrbeauftragten in der politischen Kommunikation“, in: Frank Nögler (Hg.): *Die Bundeswehr 1955 bis 2005. Rückblenden – Einsichten – Perspektiven*, München 2007, S. 213–230, S. 217 ff.
- 35) Archiv des Katholischen Militärbischofs, AR 064, 24–11–02, Brief von Sozialreferat Diözese Limburg an Bischof Wilhelm Kempf am 5. 3. 1965, S. 1.
- 36) 以下、特に断りのない限り、西ドイツの兵役拒否（制度）に関する記述は Patrick Bernhard: *Zivildienst zwischen Reform und Revolte. Eine bundesdeutsche Institution im gesellschaftlichen Wandel 1961–1982*, München 2005 による。
- 37) 憲章の各国語訳は、教皇庁ウェブサイト (https://www.vatican.va/archive/hist_councils/ii_vatican_council/documents/vat-ii_const_19651207_gaudium-et-spes_ge.html 最終閲覧：2024年10月8日) で公開されている。
- 38) AJHD, A526, PHV 1966, Antrag Nr. 3 „Beratungsstelle für KDVer“, S. 1.
- 39) Bischöfliches Zentralarchiv Regensburg (BZAR), OA-Generalia 1962–1982, 558. 42, Schreiben von P. Bernhard Schultheiß OP an Bischöfliches Ordinariat Regensburg am 3. 5. 1967.
- 40) AJHD, A526, HVP 1966, S. 21.
- 41) AJHD, A526, HVP 1967, Beratung für Kriegsdienstverweigerer aus Gewissensgründen – Bericht bei der Hauptversammlung des BDKJ 1967 –, S. 1.
- 42) Ebd.
- 43) AJHD, A526, PHV 1966, Antrag Nr. 3 „Beratungsstelle für Kriegsdienstverweigerer“, S. 1.
- 44) AJHD, A526, HVP 1967, Beratung für Kriegsdienstverweigerer aus Gewissensgründen – Bericht bei der Hauptversammlung des BDKJ 1967 –, S. 1.
- 45) AJHD, A526, HVP 1967, Antrag Nr. 15 „Aktiver Friedensdienst“.
- 46) カトリック内の平和観の変化については、Daniel Gerster: *Friedensdialoge im Kalten Krieg. Eine Geschichte der Katholiken in der Bundesrepublik 1957–1983*, Frankfurt 2012 およ

- び、小野竜史「西ドイツ・カトリック青少年団体における共産主義観と平和観の変容：冷戦の社会的次元に関する一考察」『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：人間と社会の探究』87号、19-35ページ、2019年を参照。
- 47) 価値観の変化と兵役拒否者数の関連、増加した拒否者数については、それぞれ Bernhard 2005 の 196 ページ以降と、417 ページの表を参照。
- 48) 以下、特に断りのない限り、SDS を中心とする兵役拒否キャンペーンと兵役拒否者の抗議活動については、ders.: „An der »Friedensfront«. Die APO, der Zivildienst und der gesellschaftliche Aufbruch der sechziger Jahre“, in: Christina von Hodenberg / Detlef Siegfried (Hg.): *Wo »1968« liegt. Reform und Revolte in der Geschichte der Bundesrepublik*, Göttingen 2006, S. 164-200 の特に第 2 節を参照。
- 49) Bernhard 2005 の 135-147 ページが、いくつかのカリタスの事例に触れている。
- 50) 兵役拒否者への差別とシュヴァルムシュテットの収容施設については、„Zweiter Klasse“ in: *Der Spiegel*, 15 (1970) を参照。
- 51) Sekretariat der Deutschen Bischofskonferenz (Hg.): *Dokumente der Deutschen Bischofskonferenz. Band 1 1965-1968*, Köln 1998, S. 455.
- 52) Bernhard 2005, S. 229.
- 53) カトリック制度教会が 1950 年に設置した、西ドイツ政府や議会との連絡機関。
- 54) Bistumsarchiv Trier (BAT), BGV-2, Nr. 195, Schreiben von Kath. Büro Bonn Kommissariat der Deutschen Bischöfe an Mitglieder der Deutschen Bischofskonferenz am 8. 11. 1968. 68 年運動を一因とするカトリック学生の政治的急進化と新左翼思想の受け入れ、それによる制度教会との対立については、Christian Schmidtman: *Katholische Studierende 1945-1973. Ein Beitrag zur Kultur- und Sozialgeschichte der Bundesrepublik Deutschland*, Paderborn 2006 の 2 章後半と 3 章を参照。
- 55) Bernhard 2005 の 228 ページによれば、ボンの学生教区といくつかの司教区の青少年司牧担当者も、制度教会の方針転換を待たずに支援事業を始めていた。
- 56) 概ね 2 年ごとに開催されるカトリック信徒（団体）と聖職者の集会で、典礼や式典に加え、討論や対話の場でもある。
- 57) 以下、特に断りのない限り、エッセン大会の議論については、Wolfgang Krücken / Harry Neyer (Hg.): *Wehrdienst, Kriegsdienstverweigerung, Zivildienst. Katholische Stellungnahmen vom II. Vatikanischen Konzil bis zum 1974*, München/Mainz 1974 の 45 ページ以降を参照。
- 58) David Andreas Seeber: *Katholikentag im Widerspruch. Ein Bericht über den 82. Katholikentag in Essen*, Freiburg 1968, S. 123 f.
- 59) Armin Halle: „Friedensdienst kann man mit und ohne Waffen leisten“, in: *Süddeutsche Zeitung* vom 21. 12. 1968, zitiert in: Bernhard 2005., S. 228.

- 60) Bernhard S. 228 f.
- 61) 以下、このKAKの事例については、特に断りのない限り、BZAR, OA-Generalia 1962–1982, 558. 30, Schreiben von Sekretariat Deutscher Bishofskonferenz an Bischöfliche Generalvikariate/Ordinate der Bistümer in der Bundesrepublik Deutschland am 4. 5. 1973 に拠る。
- 62) 注26)の拙稿を参照。
- 63) この問い合わせと次の曲についてはBAT, BGV-2, Nr. 244, Schreiben von Hans Georg J. an Bischof von Trier Bernhard Stein am 3. 12. 1968 に拠る。
- 64) 苦情と次の宣伝文はBAT, BGV-2, Nr. 245, Schreiben von Maria N. an Bischof von Trier am 11. 6. 1970 に拠る。
- 65) BAT, BGV-2, Nr. 244, Schreiben von Generalvikar an Hans Georg J. am 8. 1. 1969; Nr. 245, Schreiben von Bischöfl. Generalvikariat an Maria N. am 16. 6. 1970.
- 66) 以下、このトリニア司教区の事例については、特に断りのない限り、BAT, BGV-2, Nr. 98, Schreiben von Kath. Pfarramt Sulzbach-Neuweiler an Bischöfl. Generalvikariat am 7. 11. 1972 に拠る。
- 67) この点についてはBernhard 2005も191ページで、68年運動のキャンペーンと兵役拒否者の抗議活動、挑発が「市民的-保守的」社会集団の態度を硬化させ、弱まり始めていた兵役拒否（者）への反発を再び強めたと指摘している。
- 68) Martin Schwab: *Kirchlich, kritisch, kämpferisch. Der Bund der Deutschen Katholischen Jugend (BDKJ) 1947–1989*, Würzburg 1994, S. 103 f.
- 69) <https://www.bpb.de/themen/zeit-kulturgeschichte/68er-bewegung/52017/die-68er-politische-verirrungen-und-gesellschaftliche-veraenderungen/>（最終閲覧：2024年11月22日）